

・傍線部分は改正部分  
 ・赤字部分は具体的な改正部分  
 ・二重線下線は二次業務を示す

改 正 案				現 行			
第1 総則				第1 総則			
1～8 (略)				1～8 (略)			
第2 周波数割当表				第2 周波数割当表			
1～7 (略)				1～7 (略)			
周波数割当表				周波数割当表			
第1表 (略)				第1表 (略)			
第2表 27.5MHz～10000MHz				第2表 27.5MHz～10000MHz			
国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件	国内分配 (MHz)		無線局の目的	周波数の使用に関する条件
(4)	(4)	(5)	(6)	(4)	(4)	(5)	(6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
470-710	固定	放送事業用		470-585	固定	放送事業用	
J32 J46A	放送 J13A	放送用		J46 J46A	陸上移動	公共業務用	
J75				J73A	放送 J13A	放送事業用	
	陸上移動	放送事業用 (特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)			放送 J13B	電気通信業務用 (エリア放送用)	
	J73A	一般業務用 (特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)				放送用 (エリア放送用)	
	放送 J13B J73B	電気通信業務用 (エリア放送用)		585-710	固定	放送事業用	
		放送用 (エリア放送用)		J32 J46A	陸上移動	公共業務用	
				J75	J73A	放送事業用	
					放送 J13A	放送用	
					放送 J13B	電気通信業務用 (エリア放送用)	
						放送用 (エリア放送用)	
710-714	陸上移動	放送事業用 (特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)		710-750	陸上移動	電気通信業務用	
J46A	J73A J75F	一般業務用 (特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)		J46A J74B	J73A J74		
					J75F		

	放送 J13A J75B	放送用	
714-750 J46A	移動 J74 J75F	電気通信業務用（携帯無線通信用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表 10-2 による。
	放送 J13A J75B	放送用	
750-770 J46A	陸上移動 J73A J75F	公共業務用（700MHz 帯高度道路交通システム用） 一般業務用（700MHz 帯高度道路交通システム用） 小電力業務用（700MHz 帯高度道路交通システム用）	小電力業務用（700MHz 帯高度道路交通システム用）への割当ては、別表 8-10 による。
	放送 J13A J75B	放送用	
770-806	移動 J74 J74A	電気通信業務用（携帯無線通信用） 放送事業用 一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）	電気通信業務用（携帯無線通信用）への割当ては、別表 10-2 による。 一般業務用（特定ラジオマイク用）への割当ては、779-788MHz 帯及び 797-806MHz 帯に限る。 放送事業用及び一般業務用（特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用）によるこの周波数帯の使用は、平成 31 年 3 月 31 日までに限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
1215-1240	移動	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用） 一般業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表 9-1 による。 一般業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表 6-1 によ

	放送 J13A J75B	放送用	
750-770 J46A J74B	陸上移動 J73A J75F	公共業務用（700MHz 帯高度道路交通システム用） 一般業務用（700MHz 帯高度道路交通システム用） 小電力業務用（700MHz 帯高度道路交通システム用）	小電力業務用（700MHz 帯高度道路交通システム用）への割当ては、別表 8-10 による。
	放送 J13A J75B	放送用	
770-806	移動	放送事業用 一般業務用（特定ラジオマイク用、デジタル特定ラジオマイク用）	一般業務用（特定ラジオマイク用）への割当ては、779-788MHz 帯及び 797-806MHz 帯に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)
1215-1260	移動	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用） 一般業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）	小電力業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、別表 9-1 による。 一般業務用（テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用）への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表 6-1 によ

	無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J75D J76 J76A 地球探査衛星 (能動) J77 宇宙研究 (能動) J77	公共業務用 一般業務用	る。
1240-1260	移動	放送事業用 小電力業務用 (テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用) 一般業務用 (テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用)	小電力業務用 (テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用) への割当ては、別表9-1による。 一般業務用 (テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用) への割当ては、構内無線局に限るものとし、別表6-1による。
	無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J75D J76 J76A 地球探査衛星 (能動) J77 宇宙研究 (能動) J77	公共業務用 一般業務用	
1260-1300	移動 J77B	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J75D J76 J76A 地球探査衛星 (能動)	公共業務用 一般業務用	

	無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J75D J76 J76A 地球探査衛星 (能動) J77 宇宙研究 (能動) J77	公共業務用 一般業務用	る。
	無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J75D J76 J76A 地球探査衛星 (能動) J77 宇宙研究 (能動) J77	公共業務用 一般業務用	
1260-1300	無線標定 無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J75D J76 J76A 地球探査衛星 (能動) J77A 宇宙研究 (能動)	公共業務用 一般業務用	

	<u>動)</u> <u>J77A</u> <u>宇宙研究 (能動)</u> <u>J77A</u> <u>アマチュア</u> <u>J70</u>		
(略)	(略)	<u>アマチュア業務用</u>	
<u>2300-2330</u>	<u>固定</u> <u>移動</u>	<u>公共業務用</u>	
<u>2330-2370</u>	<u>固定</u> <u>移動</u>	<u>公共業務用</u> <u>放送事業用</u>	
<u>2370-2400</u>	<u>固定</u> <u>移動</u>	<u>公共業務用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

国内周波数分配の脚注

J1～J73A (略)

J73B

放送業務の電気通信業務用 (エリア放送用) 及び放送用 (エリア放送用) によるこの周波数帯の使用は、2013年4月1日以降、470-710MHzの周波数帯を使用する陸上移動業務の放送事業用 (特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用) 及び一般業務用 (特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用) の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J74

移動業務の電気通信業務用 (携帯無線通信用) による714-750MHz及び770-806MHzの周波数帯の使用は、2012年7月25日からとする。

J74A

770-806MHzの周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2019年3月31日までは、この周波数帯を使用する他の移動業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

J74B (未使用)

J74C～J75E (略)

	<u>J77A</u> <u>移動</u> <u>アマチュア</u> <u>J70</u>		
(略)	(略)	<u>アマチュア業務用</u>	
<u>2300-2400</u>	<u>固定</u> <u>移動</u>	<u>公共業務用</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 (略)

国内周波数分配の脚注

J1～J73A (略)

J74

710-750MHzの周波数帯は、2012年7月25日以降、IMTに使用することができる。

J74A (未使用)

J74B

この周波数帯に現存する固定業務の局は、2012年7月24日までは、その運用を継続することができる。

J74C～J75E (略)

J75F

この周波数帯における移動業務の局は、2013年3月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県及び宮城県の区域における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

J76～J77A (略)

J77B

この周波数帯における移動業務の局は、この周波数帯を使用する他の一次業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならず、また、同局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

J78～J210 (略)

別表

1～9 (略)

10 電気通信業務用関連

別表10-1 (略)

別表10-2 携帯無線通信（IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
<u>718MHzを超え748MHz以下</u>	<u>773MHzを超え803MHz以下</u>
<u>815MHzを超え845MHz以下</u>	<u>860MHzを超え890MHz以下</u>
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1749.9MHzを超え1784.9MHz以下	1844.9MHzを超え1879.9MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表10-3 (略)

11 その他 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第3・第4 (略)

J75F

この周波数帯における陸上移動業務の局は、2013年3月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県及び宮城県の区域における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

J76～J77A (略)

J78～J210 (略)

別表

1～9 (略)

10 電気通信業務用関連

別表10-1 (略)

別表10-2 携帯無線通信（IMT-2000のうち二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
<u>815MHzを超え845MHz以下</u>	<u>860MHzを超え890MHz以下</u>
900MHzを超え915MHz以下	945MHzを超え960MHz以下
1427.9MHzを超え1462.9MHz以下	1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1749.9MHzを超え1784.9MHz以下	1844.9MHzを超え1879.9MHz以下
1920MHzを超え1980MHz以下	2110MHzを超え2170MHz以下

別表10-3 (略)

11 その他 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第3・第4 (略)

